現　場　説　明　書

工　事　名　　国立青少年教育振興機構

国立日高青少年自然の家オイルタンク等改修工事

国立青少年教育振興機構財務部施設管理課			
課　長	課長補佐	施設管理課	担　当

１ 工事名　　国立青少年教育振興機構　国立日高青少年自然の家オイルタンク等改修工事

２ 工事場所　北海道沙流郡日高町字富岡（国立日高青少年自然の家構内）

３ 完成期限　令和４年１１月２１日（月曜日）

４ 一般事項

現場説明書の適用方法

⑴ ・印で始まる事項については、○印を付した事項のみ適用する。

⑵ 文中及び表中の各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については記入してある事項のみ適用する。

⑶ ═══印又は×印で抹消した事項は全て適用しない。

５ 施工に関する事項

⑴ 工事用地

範囲は監督職員と協議の上決定し、使用にあたっては「工事用地使用許可願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。ただし、工事用地の借料は無償とする。

⑵ 仮設物の設置等

① 仮設建物等

仮設建物等を設置するときは、「仮設物設置許可願」を監督職員に提出して発注者等の承諾を得ること。

② 障害物の撤去又は移設

障害物の撤去又は移設をするときは、~~別図及び~~監督職員の指示により行うこと。

③ 仮囲い等

仮囲い等を設けるときは、別図の位置に、図示の種類によること。

④ 監督職員事務所

・設ける（　　号）　　⊙設けない

号	1	2	3	4	5	6
規 模（㎡）	１０内外	２０内外	３５内外	６５内外	１００内外	

⑤ 仮設物の維持管理等

仮設物は、施工、監督及び検査に便利かつ安全な材料構造でかつ関係法規に準拠して設置するものとし、常に維持保全に注意すること。

⑥ 墜落制止用器具の着用について

労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等）とする。

⑦ その他

ａ）工事期間中、近隣住民等第三者には、十分注意を払うこと。

ｂ）既存施設や道路等を汚損もしくは破損したときは、速やかに監督職員と協議の上原状に復するものとする。

ｃ）撤去工事における騒音、塵埃等には十分注意し、必要に応じて養生等の処置を講ずること。

ｄ）工事車両等の運行にあたっては、安全対策について、監督職員と十分協議の上事故防止に努める。

(3) 工事用電力等

① 工事用電力、電話、給水、排水等は受注者において手続きの上設置し、その費用及び使用料は受注者の負担とする。

② 工事用電力

・電力会社と協議の上引き込む　　⊙構内より分岐できる

③ 工事用電話

・構外より引込む。　　⊙携帯電話にて対応する

④ 工事用給水

・構外より引込む。　⊙構内より分岐できる。　・さく井する。　・

⑤ 工事用電力、電話、給水の引き込み位置~~は別図により~~、排水は~~別図又は~~監督職員の指示による。

⑥工事に際して、学内の上水道、下水道施設を使用するときは「上(下)水道使用願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。

⑦ その他

工事用電力・工事用給水を所内より分岐する場合は、受注者の負担において電力量計、量水器を設置し、料金は国立吉備青少年自然の家へ納入する。

(4) 工事写真等

① 工事写真等

工事写真等は、文部科学省が定めた「工事写真撮影要領」により撮影し、次表のものを提出すること。

区　　分	大　き　さ	種　　類	組
敷地状況写真	サービス判	カ　ラ　ー	1組
着工前写真	サービス判	カ　ラ　ー	1組
工　事　写　真	サービス判	カ　ラ　ー	1組
完　成　写　真	サービス判	カ　ラ　ー	1組

※ 完成写真はファイルし、表紙に工事名、工期を記入し、撮影方向等を明示した配置図、平面図を添付すること。

② その他

質疑回答書、現場説明書、特記仕様書及び設計図（発注図）のＡ３版２つ折り製本を３部提出すること。

(5) その他

鍵は、各組（一組は同一鍵３本）毎に鍵札（アクリル製）を付け、キープラン及び鍵リストを添えて鍵箱（鍵掛け付き）に納めて提出すること。

6 契約に関する事項

(1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構工事請負契約基準（以下、「基準」という。）の運用

①基準第３の規定による、

工事費内訳明細書
- ⊙　提出する。
- ・　提出しない。

工　　程　　表 ⊙　提出する。
・　提出しない。

② 基準第29第4項にいう「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。

③ 天災、その他不可抗力による1回の損害合計額が前項にいう請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を越えるときは20万円）に満たないものは損害合計額とみなさないものとする。

(2) 契約の保証について

落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、次の①から⑦のいずれかの書類を提出しなければならない。

① 契約保証金として納付するものが、現金の場合は、保管金領収証書及び契約保証金納付書

ア　保管金領収証書は、　三菱ＵＦＪ銀行渋谷支店　に契約保証金の金額に相当する金額の現金を払い込んで交付を受けること。

イ　保管金領収証書の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構　出納責任者　山川　寿典**と記載するように申し込むこと。

ウ　請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

エ　受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、契約保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ　受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金払渡請求書を提出すること。

②　契約保証金の納付に代わる担保が、国債（国債に関する法律の規定により登録された国債を除く）、政府の保証のある債券、銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前
の日本電信電話公社が発行した債券で政府の保証のある債券以外のもの、地方債及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める社債の場合は、政府保管有価証券払込済通知書及び契約保証金納付書

ア 政府保管有価証券払込済通知書は、　三菱ＵＦＪ銀行渋谷支店　に契約保証金の金額に相当する金額の当該有価証券を払い込んで、交付を受けること。

イ 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構　出納責任者　山川　寿典**と記載するように申し込むこと。

ウ 請負金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保管有価証券は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

③　契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関が振り出し又は支払を保証した小切手、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形で

ある場合は、当該有価証券及び契約保証金納付書

ア　請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

イ　受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該有価証券は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ウ　受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

④　契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関に対する定期預金債権の場合は、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面及び契約保証金納付書

ア 当該債権に質権を設定し提出すること。

イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機の指示に従うこと。

ウ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該債権は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ 受注者は、工事完成後、**独立行政法人国立青少年教育振興機構　理事長　古川　和**から当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面の返還を受けるものとする。

⑤　債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書及び契約保証金納付書

ア 債務不履行による損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

イ 保証書の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構　理事長　古川　和**と記載するように申し込むこと。

ウ 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

エ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

カ 保証期間は、工期を含むものとすること。

キ 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後6カ月以上確保されるものとすること。

ク 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

ケ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、金融機関等から支払われた保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

コ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、**独立行政法人国立青少年教育振興機構　理事長　古川　和**から保証書（変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還すること。

⑥ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

ア 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。

イ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

ウ 保険証券の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構　理事長　古川　和**と記載するように申し込むこと。

エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

オ 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。

カ 保険期間は、工期を含むものとすること。

キ 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

ク 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保険金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

⑦ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。

イ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構　理事長　古川　和**と記載するように申し込むこと。

ウ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

エ 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。

オ 保証期間は、工期を含むものとすること。

カ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

キ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(3) 工事請負代金債権の債権譲渡

この工事の受注者は、下請セーフティーネット債務保証事業又は地域建築業経営強化融資制度のいずれかに係る融資を受けることを目的として、工事請負代金債権の債権譲渡を申し出ることができるものとする。

(4) 下請契約の締結

受注者は、下請負人を使用する場合は、「建設工事標準下請契約約款」(昭和52年4月26日中央建設業審議会決定)に準拠した適切な下請契約を締結すること。また、「建設業法令遵守ガイドライン（第5版）-元請負人と下請負人の関係に係る留意点-」(平成29年3月国土交通省土地・建設産業局建設業課)により適切な取引をすること。

(5) 建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日付け建設省経構発第2号の3建設省建設経済局長通知）において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。また、下請代金の支払については発注者から受取った前払金の下請建設業者に対する均てん、下請

代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等その適正化について特段の配慮をすること。

(6) 監督職員の権限

基準第９第２項第１号から第３号に示す範囲とする。

(7) 請負代金の支払

請負代金（前払金~~及び中間前払金~~を含む）は、受注者からの適法な支払請求書に応じて独立行政法人国立青少年教育振興機構財務部財務課から２回以内に支払うものとする。

(8) 請負代金の前払い

公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の4」以内の額の前払金を請求することが出来る。~~また、前払金の支払を受けた後、公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の2」以内の額の中間前金払を請求することができる。~~

(9) 工事関係保険の締結

この工事の受注者は、速やかに、次の付保条件により、組立保険契約（共済その他これに準じる機能を有するものを含む。）締結すること。

① 保険対象

工事請負契約の対象となっている工事全体とすること。

② 保険契約者

受注者とすること。

③ 被保険者

発注者並びに受注者及びそのすべての下請負人（リース仮設材を使用する場合には、リース業者を含む。）とすること。

④ 保険金額

請負代金額と同額とすること。ただし、支給材料又は貸与品の価額が算入されていないときはその新調達価額を加算し、保険の目的に含まれない工事の費用（解体撤去工事費、用地費、補償費等をいう。）が算入されているときはその金額を控除すること。

⑤ 保険金支払額の控除額（免責額）

請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を超えるときは20万円）未満とすること。

⑥ 保険金請求者

受注者とすること。

⑦ 保険期間

工事着手の日から工事目的物の完成引渡しの日までの期間とすること。

⑧ 特約条項

ア 同一発注者による同一工事場内における分離発注工事の隣接工区受注者相互間の求償権不行使特約を付帯すること。

~~イ 水災危険担保特約を付帯すること。~~

ウ 次の付保条件により、損害賠償責任担保特約を付帯（請負業者賠償責任保険その他これに準じる機能を有するものを付保することを含む。）すること。

（ア）対人賠償保険金額は、1名につき1億円以上かつ1事故につき10億円以上とすること。

（イ）対物賠償保険金額は、1事故につき1億円以上とすること。

（ウ）発注者受注者相互間の交差責任担保特約を付帯すること。

（エ）分離発注工事の隣接工区に対する賠償責任担保特約を付帯すること。

⑨ その他

ア ここで示す付保条件は、工事関係保険として最低限必要と思われる付保条件であり、受注者が受注者の判断でこれ以上の付保条件で工事関係保険を付保することを妨げるものでない。ただし、当該付保条件についても発注者が指示したものとみなす。

イ 建物の建築工事の受注者は、分離発注される当該建物の付帯設備工事の受注者と協議の上、建築工事の受注者が保険契約者となり、付帯設備工事の受注者を被保険者に加

え、一括して建設工事保険契約を締結することも可能である。

ウ 受注者が工事関係保険契約を締結したときは、遅滞なく、その保険証券を発注者に提示すること。ただし、総括契約方式による付保の場合は、保険会社の引受証明を発注者に提示すること。

エ 工事関係保険契約締結後に設計変更等により工事期間又は請負代金額に変更を生じた場合などには、速やかに、付保条件について変更の手続をとること。

7 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構が発注する建設工事（以下「発注工事」という）において、暴力団員、暴力団員準構成員又は暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という）による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

(3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

8 その他

(1) 工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）への登録

この工事の受注者は、工事契約内容及び施工内容について契約締結後10日以内に、登録内容に変更があったときは登録内容に変更が生じた日から10日以内に、完成引渡しについて完成引渡し後10日以内にそれぞれの情報を財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）への登録すること。

(2) 公共事業労務費調査への協力

毎年定期的に実施される公共事業労務費調査への協力を依頼することがあるので、労働基準法第108条による賃金台帳を整備しておくこと。

なお、賃金台帳の整備にあたっては、全国建設業協会刊「建設現場の賃金管理の手引き」によること。

(3) 建設業退職金共済制度について

① 建設業退職金共済組合に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。

② 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

③ 掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては，工事請負契約締結後原則40日以内）に，発注者に提出すること。

~~(4) 工事成績評定について~~

~~この工事は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（令和元年10月18日閣議決定）に基づき、文部科学省が定めた工事成績評定要領（平成20年1月17日付け19文科施第370号）による工事成績評定の対象工事である。~~

~~(5) ワンデーレスポンスの実施について~~

~~本工事はワンデーレスポンスの実施対象工事である。~~

~~① ワンデーレスポンスとは、発注者からの質問、協議に対して、発注者は、基本的に「その日のうちに」回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうちに」することを含むものとする。~~

~~② 受注者は、実施工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。~~

~~③ 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査~~

~~し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。~~

(6) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について

① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上定める。

② 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

(7) 現場代理人の工事現場における常駐の緩和について

①基準第10第3項に規定する現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないとは、以下のものとする。

ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。）。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上、定める。

イ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、発注者に通知した日とする。

ウ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。

エ 工事現場において作業等が行われていない期間。

②基準第10第3項に規定する発注者との連絡体制が確保されるとは、発注者又は監督職員と携帯電話等で常に連絡が取られること、かつ、発注者又は監督職員が求めたときは、工事現場に速やかに向かう等の対応が取られることとする。

③ その他請負契約の締結後、監督職員と協議の上、現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間を定める。

(8) 建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の工事における取扱いについて

本工事は、建設業法第２６条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を認めない。

(9) 特別重点調査を受けた者との契約について

「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31日大臣官房文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金の10分の3以上とし、前払金の割合については、請負代金額の10分の2以内とする。ただし、工事が進捗した場合の中間前払金及び部分払の請求を妨げるものではない。

(10) 引渡し後点検について

受注者は、完成引渡し後１年経過を目途に、施設の不具合の有無等について点検を行うものとする。

(11) 設計図書の取扱い

本工事の設計図書の取扱いは以下によるものとする。

① 図書の取扱い、保管は、善良なる管理者の注意義務を負うことに同意すること。

② 目的以外の使用は禁止とすること。

③ 図書を複写する場合、その部数は必要最低限とし、複写した図書は用済み後責任を持って確実に処分すること。

~~(12) デジタル工事写真の小黒板情報電子化について~~

~~デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るもので~~

~~ある。~~

~~本工事で受注者がデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上でデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、以下の①から③の全てを実施することとする。~~

~~なお、本項に規定していない事項は「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」に準ずる。~~

~~① 必要な機器・ソフトウェア等の導入~~

~~受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「2.1.2 形状、寸法、仕様等の確認方法2. 」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、対象工事での使用機器について提示するものとする。~~

~~② デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入~~

~~受注者は、使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「2.1.2形状、寸法、仕様等の確認方法 2. 」による。~~

~~なお、対象工事において、「小黒板情報電子化」と「小黒板を被写体に添えての撮影（従来の方法）」を併用することは差し支えない（例えば、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、使用機器の利用が困難な工種が想定される）。~~

~~③ 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品~~

~~受注者は、②に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_dogital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。~~

国立日高青少年自然の家　オイルタンク等改修工事

図面リスト表

図　　番	図　　面　　名　　称
M－00	表紙・図面リスト
M－01	機械設備特記仕様書（1）
M－02	機械設備特記仕様書（2）
M－03	配置図
M－04	改修系統図
M－05	改修平面図
M－06	地下オイルタンク改修図

訂正	独立行政法人　国立青少年教育振興機構　財務部			工事名称	国立日高青少年自然の家　オイルタンク等改修工事	日付	2022年 5月	図面番号
	施設管理課長	施設管理課	担　当					M-00
				図面名称	表紙・図面リスト	縮尺	N.S	

機械設備工事特記仕様書

Ⅰ. 工 事 概 要

1. 工事名称　国立日高青少年自然の家　オイルタンク流出防止対策
2. 工事場所　北海道沙流郡日高町字富岡
3. 完成期限　令和　４年　１１月２１日（月）
4. 工事の種類規模等

工事範囲表

建物概要	棟名称	屋外			
	工種	改修			
	構造・階数				
	建築面積				
	延べ面積				
屋内設備	空気調和設備	・	・	・	・
	暖房設備	⊙	・	・	・
	換気設備	・	・	・	・
	給水設備	・	・	・	・
	排水設備	・	・	・	・
	消火設備	・	・	・	・
	給湯設備	・	・	・	・
	ガス設備	・	・	・	・
	電気設備	・	・	・	・
		・	・	・	・
屋外その他設備	空気調和設備	・			
	暖房設備	・			
	給水設備	・			
	排水設備	・			
	消火設備	・			
	ガス設備	・			
	重油タンク	⊙			
		・			

1．地下オイルタンク改修工事
2．オイルギアポンプ更新工事

Ⅱ. 一 般 特 記 事 項

1. 総則

(1) この工事の受注者は、独立行政法人国立青少年教育振興機構工事請負契約基準、現場説明書、本特記仕様書 2 枚、図面 5 枚、公共建築改修工事標準仕様書（統一基準）（機械設備工事編）（平成31年度版）、文部科学省機械設備工事標準仕様書（特記基準）（平成31年度版）、公共建築設備工事標準図（統一基準）（機械設備工事編）（平成31年度版）、文部科学省機械設備工事標準図（特記基準）（平成31年度版）、及び工事写真撮影要領に基づき工事をを施工する。

(2) 特記仕様書の適用方法
1) ・印で始まる事項及び表中の・印の事項については○印を付した事項のみ適用する。
2) 表中の各欄に、数字、文字、記号等を記入する事項については、記入してある事項のみ適用する。
3) 二重取消線又は×印で抹消した事項は全て適用しない。
4) 特記された材料、製造所、製品名、施工業者等の取り扱いは、特記されたもの又は同等以上のものとする。ただし、同等以上のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。
5) 以下、公共建築改修工事標準仕様書（統一基準）（機械設備工事編）（平成31年度版）を「公共改修仕様書」という。及び文部科学省機械設備工事標準仕様書（特記基準）（平成31年度版）を「文科仕様書」という。

Ⅲ. 一 般 共 通 事 項

1. 実施工程表（公共改修仕様書 第１編 1. 2. 1）
概成工期　平成　　年　　月　　日（　　曜日）

2. 技術者等（公共改修仕様書 第１編 1. 3. 2）
この現場に、下記のいずれかの技術者を選任する。

項目名	技術者
1．第３種電気主任技術者以上の資格を有する者	・
2．管工事工事施工管理技士の資格を有する者	⊙
3．高等学校又はこれと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく、主任技術者の資格等に関する省令第７条第１項各号の科目を修めて卒業した者	・
4．旧電気工事技術者検定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者	・
5．公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者	・
6．第１種電気工事士の資格を有する者	・
7．２級電気工事施工管理技士の資格を有する者	・
8．第２種電気工事士（旧電気工事士）の資格を有する者	⊙
9．短期大学もしくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科において一般電気工学（実験を含む）に関する科目を修めて卒業した者	・

工事用電力を構外から引き込む場合は、法令に基づく有資格者を定め、監督職員に報告する。

3. 施工条件（公共改修仕様書 第１編 1. 3. 3）
工事期間中、利用者等第３者には、十分注意を払うこと。
消防署等への届出は、受注者が代理で行うこと。申請料等についても受注者の負担とする。
タンク間の切替は現地管理者と打合せによる。利用者への影響を極力なくすよう努めること。

4. 施工中の環境保全等（公共改修仕様書 第１編 1. 4. 1）
「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」（平成9年7月31日建設省告示第1536号）に基づき指定された建設機械、かつ、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく技術基準に適合する建設機械又は「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日建設省経機発第249号）において基準値に適合する建設機械を使用するものとする。

5. 環境への配慮（公共改修仕様書 第１編 1. 4. 1）

6. 機材の検査等・機材の検査に伴う試験（公共改修仕様書 第１編 1. 4. 5）（公共改修仕様書 第１編 1. 4. 6）
監督職員の行う機材の検査及び機材検査に伴う試験は下記による。

機材名	検査	試験	備考
	・	・	
	・	・	
	・	・	
	・	・	
	・	・	

7. 技能士（公共改修仕様書 第１編 1. 6. 2）
・配管（配管工事）　・建築板金（ダクト製作及び取付）
・熱絶縁施工（保温工事）
・冷凍空気調和機器施工（ﾁﾘﾝｸﾞﾕﾆｯﾄ、ﾊﾟｯｹｰｼﾞ形空気調和器の据付及び整備）
・
・

8. 一工程の施工の確認及び報告（公共改修仕様書 第１編 1. 6. 4）
下記の工事部分は施行の確認及び報告を監督職員に行う者とする。

工事部分	確認・報告事項

9. 施工の検査等・検査に伴う試験・立会い等（公共改修仕様書 第１編 1. 6. 5）（公共改修仕様書 第１編 1. 6. 6）（公共改修仕様書 第１編 1. 6. 7）（公共改修仕様書 第１編 1. 6. 9）
下記の施工部分は、監督職員の検査・立会い・検査に伴う試験を受ける。

施工部分	検査	立会	試験	備考

10. 技術検査（公共改修仕様書 第１編 1. 7. 2）

11. 完成時の提出図書（公共改修仕様書 第１編 1. 8. 2）（公共改修仕様書 第１編 1. 8. 3）
工事完成時には、下記の完成図等を提出するものとする。

名称	体裁等	部数
・完成図	原図	部
⊙　〃	仮製本	3部
⊙　〃	製本（黒表紙金文字製本）	2部
・施工図	原図	部
・　〃	仮製本	部
・　〃		部
⊙機器完成図		2部
⊙各種試験成績書		2部
⊙諸手続き書類（写）		2部
⊙保全指導書		2部
⊙工事写真帳	⊙電子媒体　⊙紙媒体（ﾌｧｲﾙ綴じ）	2部

ＣＡＤデータ（⊙要　・不要）
本工事は、次の書類について電子納品の対象とする。

貸与する設計図のＣＡＤデータ著作者名：国立青少年教育振興機構
ファイル形式：JWW
貸与条件：貸与するＣＡＤデータは本工事における施工図または完成図の作成のため以外に使用しないこと。
提出方法：ＣＡＤのデータ形式はＤＸＦないしＪＷＷとする。その他のデータはＰＤＦとする。

12. 保全に関する資料（公共改修仕様書 第１編 1. 8. 4）
下記に示す機器及びシステムについては、当該機器又はシステムを運用する職員に対しその機能・操作の説明、保守点検の要領及び障害時の対策等を説明するものとする。

13. 足場・仮設間仕切り（公共改修仕様書 第１編 2. 2. 1）（公共改修仕様書 第１編 2. 2. 3）

14. 監督職員事務所（公共改修仕様書 第１編 2. 3. 1）

15. 養生（公共改修仕様書 第１編第３章）

16. 撤去（公共改修仕様書 第１編第４章）

17. 撤去跡の補修及び復旧（公共改修仕様書 第１編 4. 2. 4）

18. 発生材の処理等（公共改修仕様書 第１編第５章）
発生材の処理は、下記による。
(1) 引き渡しを要するもの
1) 品　名
2) 引き渡し先
3) 集積場所

(2) 特定監理産業廃棄物
1) 品　名　　3) 集積場所
2) 引き渡し先　　4) 処理方法

(3) 現場において再利用するもの
1) 品　名
2) 引き渡し先

(4) 再資源化するもの
1) 品　名

(5) 関係法令に従い適切に処理するもの
1) 品　名

15. 工事の区分
建築工事、電気工事、機械工事、土木工事等の区分

適用名称 ＼ 工事区分	適用	建築工事	電気工事	機械工事	土木工事		別途	備考
オイルギアポンプ		・	⊙	・	・	・		
		・	・	・	・	・		
		・	・	・	・	・		
		・	・	・	・	・		
		・	・	・	・	・		
		・	・	・	・	・		
		・	・	・	・	・		
		・	・	・	・	・		
		・	・	・	・	・		
		・	・	・	・	・		
		・	・	・	・	・		
		・	・	・	・	・		
		・	・	・	・	・		
		・	・	・	・	・		
		・	・	・	・	・		
		・	・	・	・	・		
		・	・	・	・	・		
		・	・	・	・	・		
		・	・	・	・	・		
		・	・	・	・	・		
		・	・	・	・	・		
		・	・	・	・	・		
		・	・	・	・	・		
		・	・	・	・	・		
		・	・	・	・	・		
		・	・	・	・	・		
		・	・	・	・	・		
		・	・	・	・	・		
		・	・	・	・	・		
		・	・	・	・	・		
		・	・	・	・	・		
		・	・	・	・	・		

重油タンクライニングに係る工事は全て本工事とする

Ⅳ. 共 通 工 事

1. 総合調整（公共改修仕様書 第２編 1. 3. 2）
下記の項目について総合調整を行い測定表を提出する。
・風量調整
・水量調整
・室内外空気の温湿度の測定
・室内気流及びじんあいの測定
・騒音の測定
・

2. 配管工事
2.1

2.2 施工

2.3 再生を行う場合の留意事項（公共改修仕様書 第２編 2. 2.13）

2.4 埋設配管（公共改修仕様書
図中の埋設管には下記の表示を行う。
・埋設表示テープ（・　　）
・地中埋設標　（・標準図による（　　製）・　　）

2.5 埋設深さ（公共改修仕様書 第２編 2. 5. 2）
地中埋設配管の深さは下記による。
・一般敷地（　300mm以上）
・車両道路（　600mm以上）

3. 保温・塗装・防錆工事
3.1 保温工事（公共改修仕様書 第２編第3章第1節）
保温仕様は下記によるものとし、下記以外のものは標準仕様書による。

保温仕様	屋内露出	天井PS内	床下露出	屋外露出					
	・	・	・	・	・	・	・	・	・
	・	・	・	・	・	・	・	・	・
	・	・	・	・	・	・	・	・	・
	・	・	・	・	・	・	・	・	・

口径38.1mm以下の冷媒管は、冷媒用被覆断熱銅管を用いる場合は、保温材厚さは液管で10mm、ガス管で20mmとする。ただし、液管に使用する口径 9.52mm以下の配管については、保温材厚さを 8mmとしてもよい。

3.2 塗装工事
防錆工事（公共改修仕様書 第２編 3. 2. 1）（公共改修仕様書 第２編 3. 2. 2）
塗装箇所は下記による。塗装仕様及び防錆仕様は下記によるものとし、下記以外のものは標準仕様書による。

4. はつり・穴開け（公共改修仕様書 第２編第４章）

5. インサートおよびアンカー（公共改修仕様書 第２編第５章）

6. 電気工事
6.1 配管配線

6.2 施工

7. 関連工事
7.1 土工事（公共改修仕様書 第２編第7章第1節）
土工事は下記による。
1) 埋め戻し土は下記による。
・根切り土
・根切り土及び搬入土
・搬入土
搬入土は、　　とする。
2) 不用土の処分は下記による。
・構内支持の場所に敷き均し
・構内指示の場所に積み上げ
・構外に搬出し適切処分

7.2 地業工事（公共改修仕様書 第２編第7章第2節）

7.3 コンクリート工事（公共改修仕様書 第２編第7章第3節）

7.4 左官工事（公共改修仕様書 第２編第7章第4節）
機械基礎等のコンクリート面の仕上げは下記による。

仕上げ	備考
・モルタル塗り	
・コンクリートこて仕上げ	

7.5 鋼材工事（公共改修仕様書 第２編第7章第5節）

訂正	独立行政法人　国立青少年教育振興機構　財務部			工事名称	国立日高青少年自然の家　オイルタンク等改修工事
	施設管理課長	施設管理課	担当	図面名称	機械設備特記仕様書(1)

日付	2022年 5月	図面番号
縮尺	N.S	特-01

V. 空気調和設備工事

1. 一般事項

1) 外気及び室内又は系統の設計温湿度条件は下記による。

外気条件及び室名又は系統名	夏期 乾湿温度	夏期 相対湿度	冬期 乾湿温度	冬期 相対湿度	備考
外気条件	℃	%	℃	%	
室名等					

2) 冷温水、蒸気等の設計供給条件は下記による。

種別	系統名等	設計供給条件	備考
冷水		℃～ ℃	
		℃～ ℃	
温水		℃～ ℃	
		℃～ ℃	
高温水		℃～ ℃	
		℃～ ℃	
蒸気		MPa	
		MPa	
		MPa	

2. 機材

2.1 配管材料等　⊙図示による　・下記による

用途		配管種別	継手種別	施工場所、備考
冷温水管		・配管用炭素鋼鋼管（白）		
冷却水管		・配管用炭素鋼鋼管（白）		
		・		
蒸気管	往管	・配管用炭素鋼鋼管（黒）		
		・圧力配管用炭素鋼鋼管（Sch 40）		
		・圧力配管用炭素鋼鋼管（STPG 370）		
	還管	・配管用炭素鋼鋼管（黒）		
		・ステンレス鋼管		
		・圧力配管用炭素鋼鋼管（Sch 40）		
		・圧力配管用炭素鋼鋼管（STPG 370）		
高温水管		・配管用炭素鋼鋼管（黒）		
		・圧力配管用炭素鋼鋼管（黒Sch 40）		
		・一般配管用ステンレス鋼管		
		・配管用ステンレス鋼管（溶接管）		
空調用排水管		・配管用炭素鋼鋼管（白）		
		・		
		・		
		・		

高温水管の勾配は1/150～1/250で水抜きき及び空気抜きが容易にできるように適切に取る。

2.2 弁類　⊙図示による　・下記による

用途	種別	施工場所

2.1 ダクト及びダクト付属品

（公共改修仕様書 第3編第1章第2節）

1) ダクト及びチャンバーの表示寸法は外形寸法を表す。
2) ダクトの材質及び使用場所は下記によるものとし、下記以外は標準仕様書による。

材質		使用箇所
長方形ダクト	・ステンレス鋼板製（SUS A）	
	・ステンレス鋼板製（SUS B）	
	・塩化ﾋﾞﾆﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼板製（両面）	
	・グラスウール製	
	・硬質塩化ビニル製	
	・普通鋼板製	
	・	
ｽﾊﾟｲﾗﾙﾀﾞｸﾄ	・ステンレス鋼板製	
	・塩化ﾋﾞﾆﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼板製（両面）	
	・	
その他	・グラスウール製円形ダクト	
	・硬質ポリ塩化ビニル製（VU）	
	・フレキシブルダクト	
	・フレキシブルダクト（断熱材付）	
	・	

3) ダクトの付属品は、下記による。

2.4 ダクトの再利用・撤去・清掃

（公共改修仕様書 第3編2. 2. 8）
（公共改修仕様書 第3編2. 2. 9）
（公共改修仕様書 第3編2. 2.11）

2.5
（　　）

3. 施工

（　　）

機器を固定する場合の設計用水平震度は下記による。

設置場所	タンク以外の機器 特定の施設 重要機器	特定の施設 一般機器	一般の施設 重要機器	一般の施設 一般機器
上層階 屋上及び塔屋				
中間階				
1階及び地下階				

設置場所	タンク 特定の施設 重要機器	特定の施設 一般機器	一般の施設 重要機器	一般の施設 一般機器
上層階 屋上及び塔屋				
中間階				
1階及び地下階				

（ ）内の数値は防振支持の機器の場合を示す。重要機器は下記による。

VI. 自動制御設備工事

1. 機材

1.1 配管配線その他

1.2
（　　）

2. 施工

（　　）

VII. 給排水衛生設備工事

1. 一般事項

給排水工事の種類は、下記による。

給水設備	・市水	・井水	・再利用水
	・その他（ ）		
給湯設備	・局所式	・中央式（給湯温度　℃）	
消火設備	・屋内消火栓（　号）	・屋外消火栓	・スプリンクラー
	・二酸化炭素消火設備	・連結送水管設備	・その他（ ）
屋内排水設備	・雑排水	・汚水	・実験排水
	・その他（ ）		
屋外排水設備	・汚水、雑排水	・実験排水	・雨水
	・その他（ ）		
排水放流先	・構内合併処理施設	・公共下水道	・その他（ ）

2. 機材

2.1 配管材料等　・図示による　・下記による

給水設備

用途	配管種別	継手種別	施工場所
一般配管	・ポリ粉体鋼管（　）		
	・ステンレス鋼管（　）		
	・塩ﾋﾞﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管（　）		
地中埋設配管	・塩ﾋﾞﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管（　）		
	・ポリ粉体鋼管（　）		
	・		
	・		
	・		

計器類

2.2 量水器

量水器の区分は下記による。
親メーター（・貸与品　・買取り）
子メーター（・貸与品　・買取り）
量水器桝　・標準図による　・水道事業者指定品　・その他（図面に特記）

2.3 弁類

・図示による　・下記による

弁種類	圧力	施工場所
・管端防食ねじ込み形弁		
・青銅弁		
・ステンレス鋼弁		
・		

2.4 給水装置

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成22年2月17日厚生労働省令台18号）における基準適合部品を用いること。

3. 機材

3.1 配管材料等　・図示による　・下記による

排水設備

用途	配管種別	継手種別	施工場所
屋内汚水配管	・メカニカル形配管用鋳鉄管（　種管）		
	・排水用塩ﾋﾞﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管		
	・排水用鉛管		
	・コーティング鋼管		
	・		
屋内一般雑排水管	・配管用炭素鋼鋼管（白）		
	・排水用塩ﾋﾞﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管		
	・排水用鉛管		
	・		
一般用排水通気管	・配管用炭素鋼鋼管（白）		
屋外排水管	・硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管		
	・遠心力鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ管		
	・排水用ﾘｻｲｸﾙ硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管		
	・ﾘｻｲｸﾙ硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ三層管		
	・		
	・		

3.2 排水桝

排水桝は下記による。
・標準図による（・ＣＶ形　・ＳＡ形　・ＳＢ形　・　形）
⊙その他（図面に特記

3.3

4. 機材

4.1 配管材料等　・図示による　・下記による

給湯設備

用途	配管種別	継手種別	施工場所
一般配管	・ステンレス鋼管		
	・銅管		
	・		

4.2 弁類

・図示による　・下記による

弁種類	圧力	施工場所
・ステンレス鋼弁		
・青銅弁		
・		
・		

4.3

5. 機材

5.1 配管材料等　・図示による　・下記による

消火設備

用途	配管種別	継手種別	施工場所
一般配管	・配管用炭素鋼鋼管		
	・圧力配管用炭素鋼鋼管（Sch 40）		

5.2

6. 施工

（　　）

機器を固定する場合の設計用水平震度は下記による。

設置場所	タンク以外の機器 特定の施設 重要機器	特定の施設 一般機器	一般の施設 重要機器	一般の施設 一般機器
上層階 屋上及び塔屋				
中間階				
1階及び地下階				

設置場所	タンク 特定の施設 重要機器	特定の施設 一般機器	一般の施設 重要機器	一般の施設 一般機器
上層階 屋上及び塔屋				
中間階				
1階及び地下階				

（ ）内の数値は防振支持の機器の場合を示す。重要機器は下記による。

VIII. ガス設備工事

1. 一般事項

ガスの種別は、下記による。
都市ガス（東京ガス）　MJ / Nm3
液化石油ガス　MJ / Nm3

2. 機材

2.1 配管及び配管付属品（公共改修仕様書 第6編第2章）

配管材料
・図示による　・下記による

用途	種別	施工場所
一般配管	・配管用炭素鋼鋼管（白）	
	・	
地中埋設配管	・ポリエチレン被覆鋼管	
	・ガス用ポリエチレン管	
	・	

継ぎ手
・図示による　・下記による

用途	種別	施工場所
一般配管継手	・ねじ込み式鋳鉄製管継手	
	・配管用鋼製突合せ溶接式継手	
	・	
地中埋設配管継手	・ねじ込み式鋳鉄製管継手（外面樹脂被覆）	
	・ガス用ポリエチレン管継手	
	・	
	・	
	・	

2.2 ガスメーター

ガスメーターの区分は下記による。
親メーター（・貸与品　・買取り）
子メーター（・貸与品　・買取り）

2.3

3. 施工

IX. 医療ガス設備工事

X. 特殊ガス等設備工事

訂正	独立行政法人　国立青少年教育振興機構　財務部	工事名称	国立日高青少年自然の家　オイルタンク等改修工事	日付	2022年 5月
	施設管理課長 / 施設管理課 / 担当	図面名称	機械設備特記仕様書(2)	縮尺	N.S
				図面番号	M-02

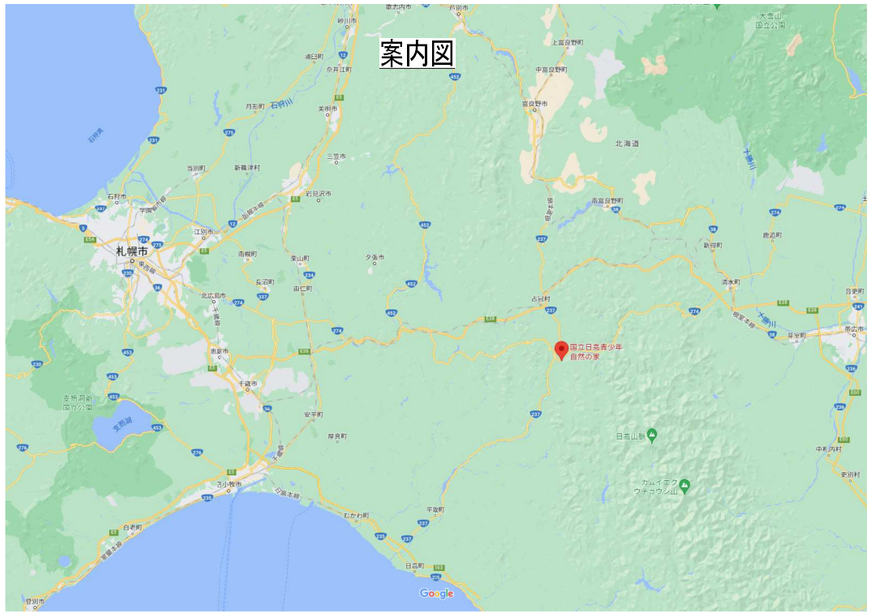

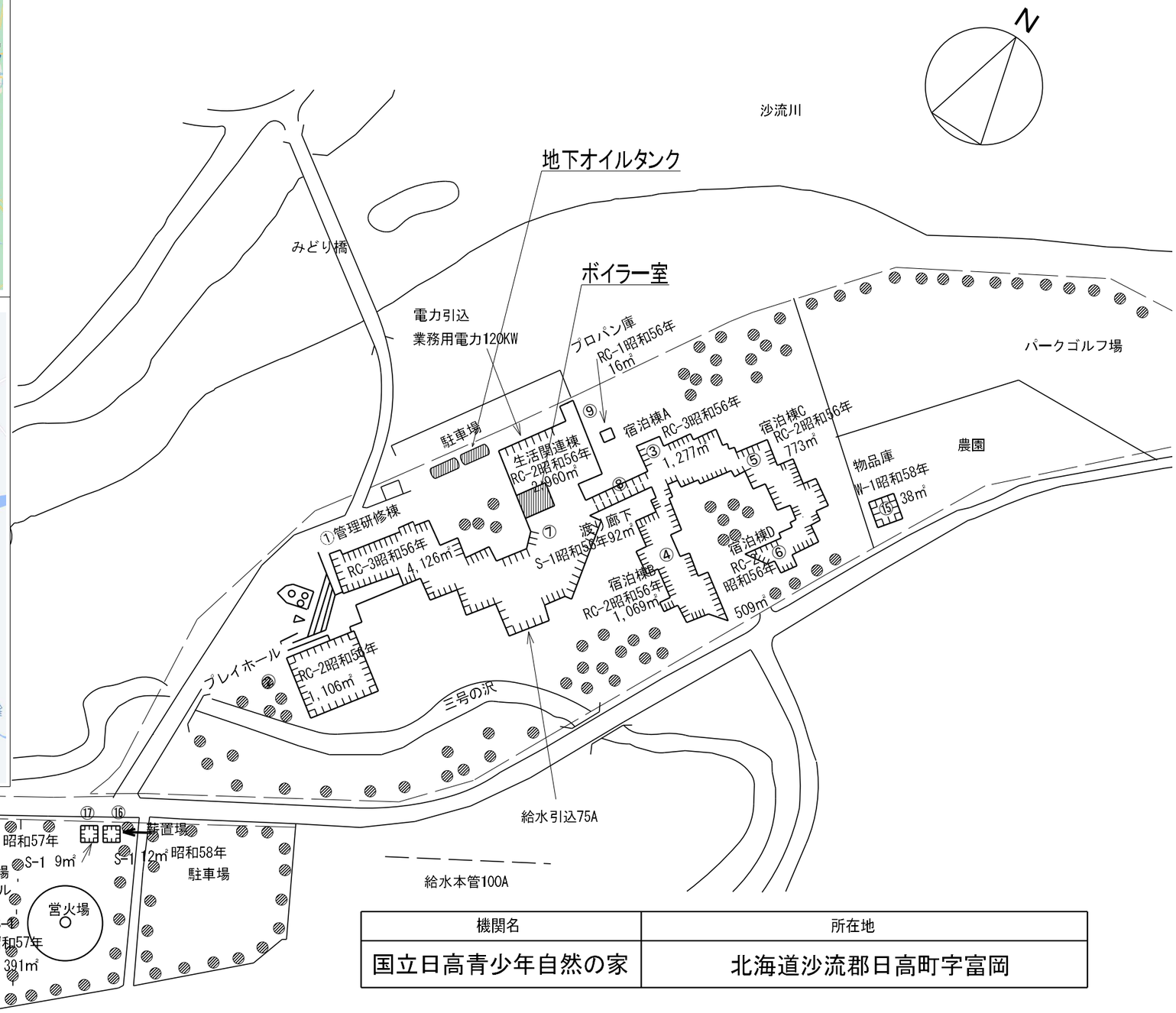

機関名	所在地
国立日高青少年自然の家	北海道沙流郡日高町字富岡

訂正	独立行政法人　国立青少年教育振興機構　財務部			工事名称	国立日高青少年自然の家　オイルタンク等改修工事	日付	2022年 5月	図面番号
	施設管理課長	施設管理課	担　当	図面名称	配置図	縮尺	N.S	M-03

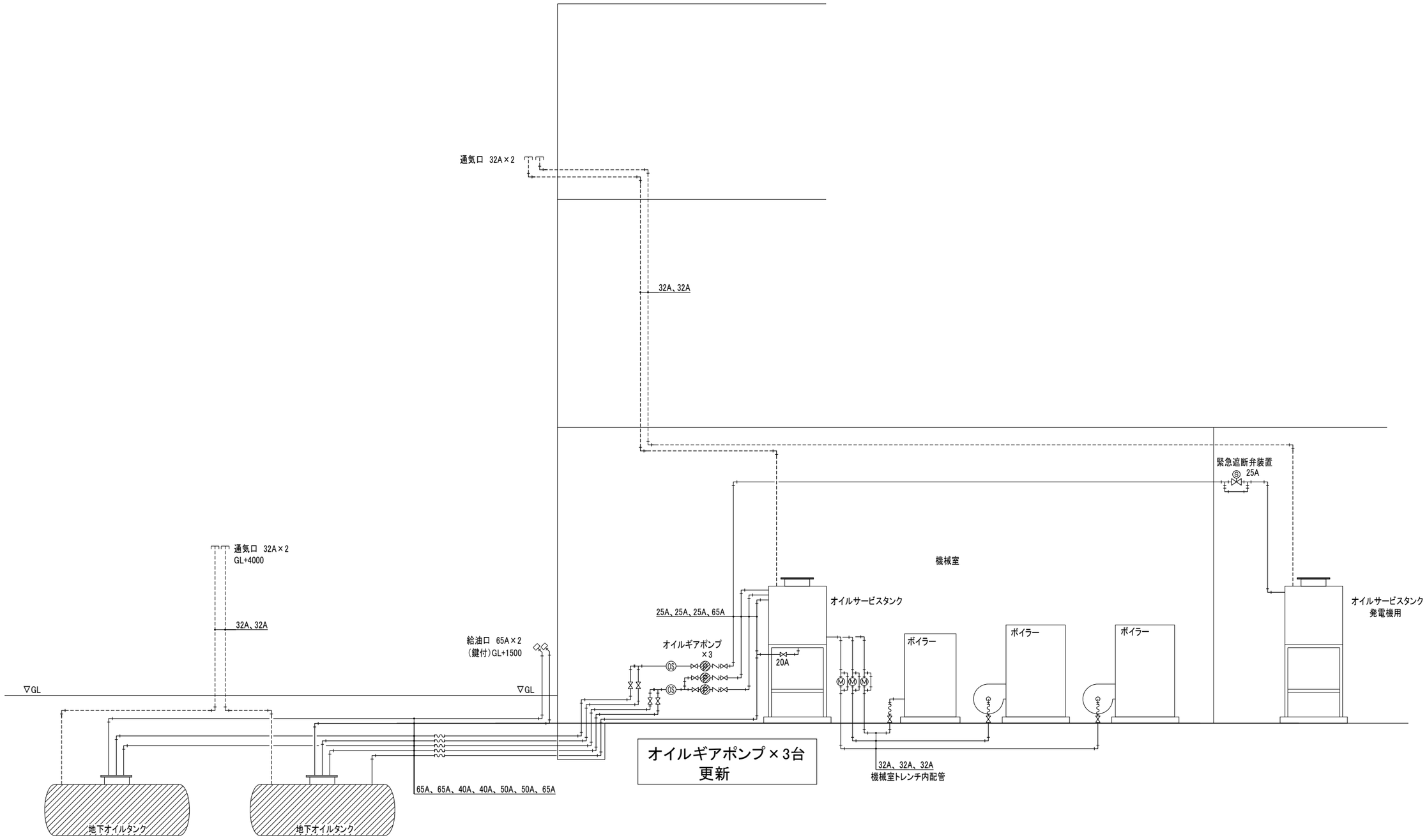

地下オイルタンク×2基
FRP施工

※FRP施工は1基毎で実施する

訂正	独立行政法人　国立青少年教育振興機構　財務部			工事名称	国立日高青少年自然の家　オイルタンク等改修工事	日付	2022年 5月
	施設管理課長	施設管理課	担　当	図面名称	改修系統図	縮尺	N.S
						図面番号	M-04

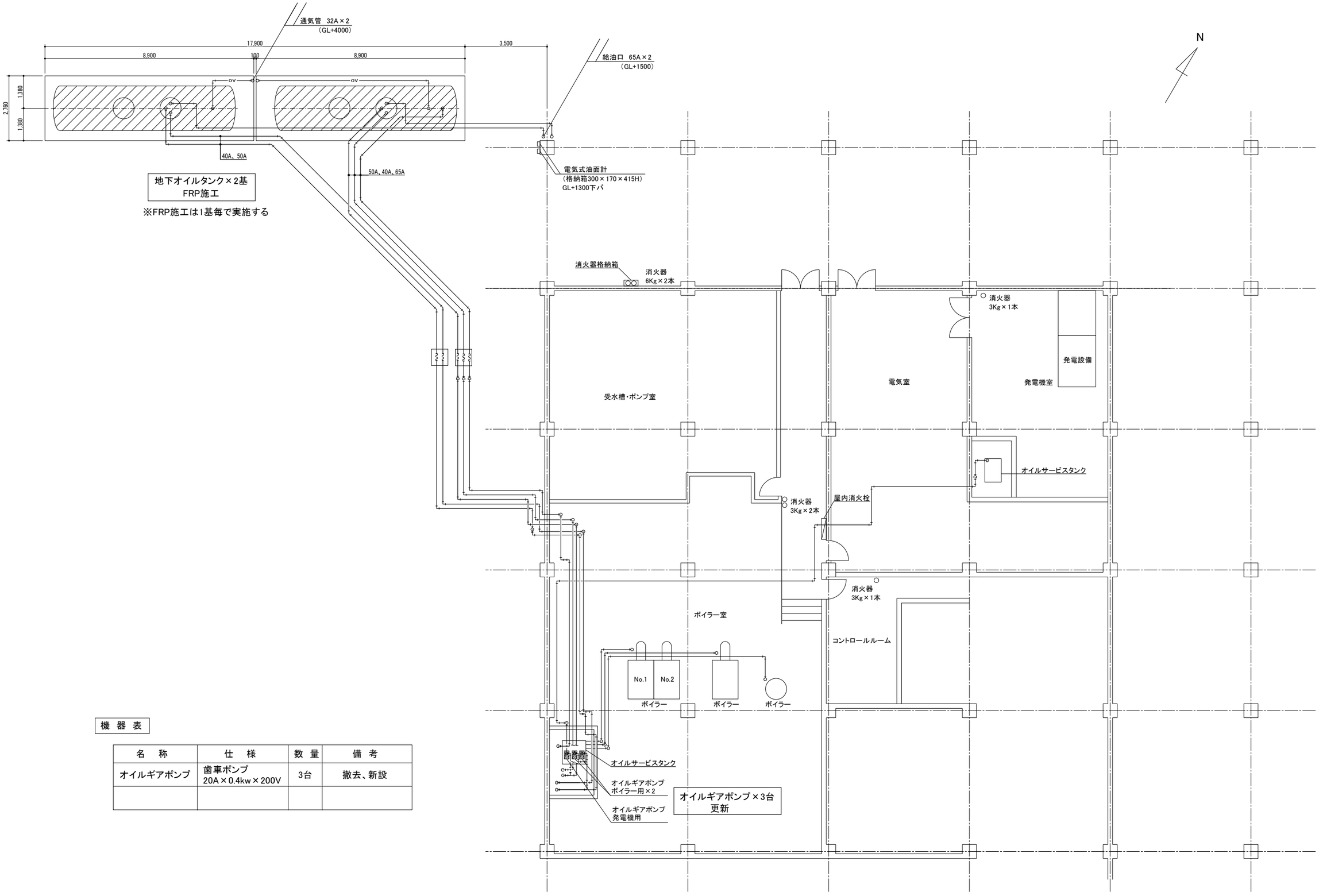

機 器 表

名　称	仕　様	数 量	備 考
オイルギアポンプ	歯車ポンプ 20A×0.4kw×200V	3台	撤去、新設

訂正	独立行政法人　国立青少年教育振興機構　財務部			工事名称	国立日高青少年自然の家　オイルタンク等改修工事	日付	2022年 5月
	施設管理課長	施設管理課	担　当	図面名称	改修平面図	縮尺	1/75(A1) 1/150(A3)
						図面番号	M-05

No,1・2タンク（既設20KL）

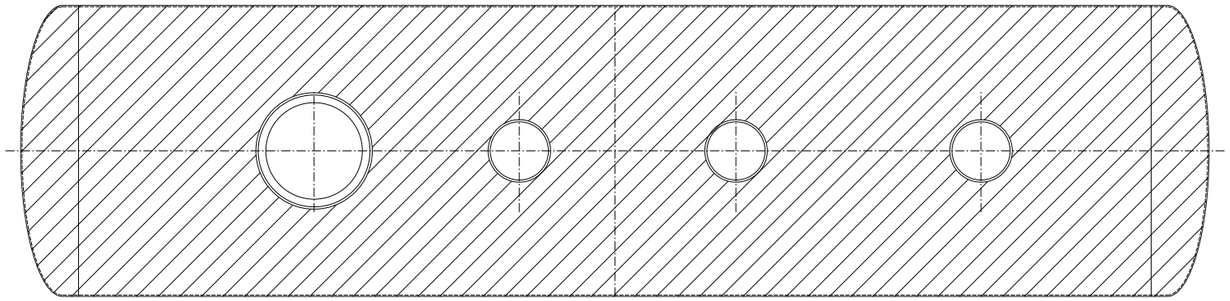

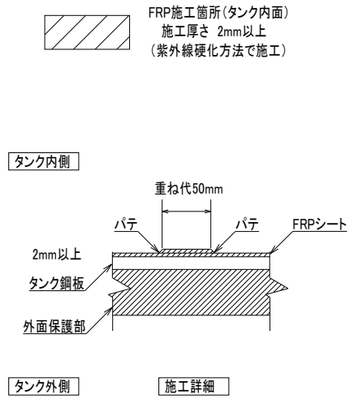

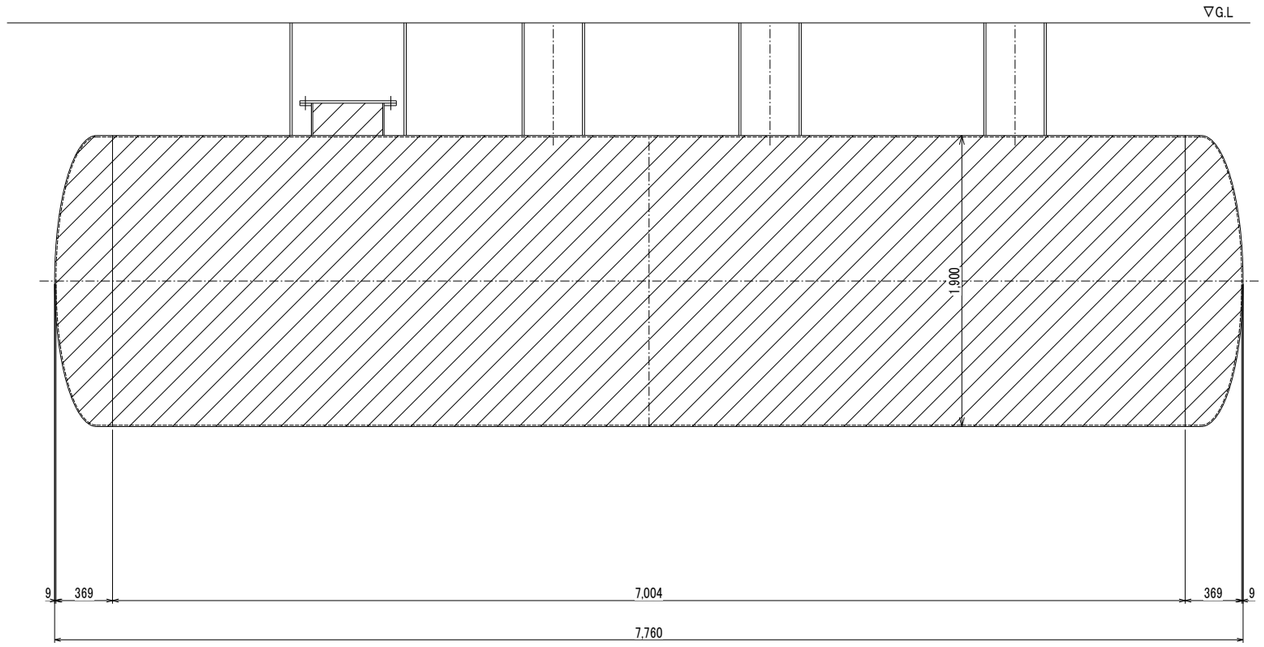

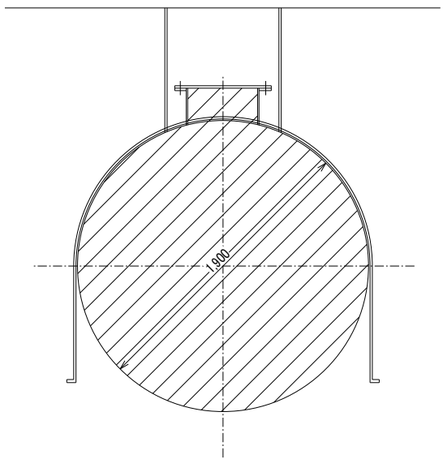

地下オイルタンク改修工事　仕様・数量（以下の作業・資材を本工事とする）		
適用	数量	単位
地下タンク清掃及び気密検査		
タンク清掃	2	基
中和剤（18L）	2	缶
タンク中和処理	2	基
タンク本体気密検査（20kpa）	2	基
FRP施工		
タンク非破壊検査（板厚測定）	2	基
タンク内腐食部補修	2	基
タンク内下地処理（第1種ケレン・サンドブラスト）2基分	108	㎡
ブラスト産廃処分（運搬・処分）2基分	1	式
FRPシート　2基分	124	㎡
プライマー施工　2基分	108	㎡
FRPシート貼付け施工（膜厚2mm以上）	2	基
膜厚測定・ピンホール検査	2	基
消防及び全危協関連書類		
全国危険物安全協会申請費　2基分	1	式
消防変更申請及び打合せ代行　2基分	1	式
消防変更申請・完成申請手数料　2基分	1	式
図面作成	1	式

特記
・既存地下オイルタンクの内部ケレン、FRPシート貼付け等を行う

訂正	独立行政法人　国立青少年教育振興機構　財務部			工事名称	国立日高青少年自然の家　オイルタンク等改修工事	日付	2022年 5月	図面番号
	施設管理課長	施設管理課	担　当	図面名称	地下オイルタンク改修図	縮尺	1/20（A1） 1/40（A3）	M-06